

野田市私立保育所等障がい児等保育
事業補助金交付規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 29 号

野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金交付規則（平成 29 年野田市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「食物アレルギー」の次に「、疾病等」を加える。

第 3 条第 3 号中「診断された食物アレルギー」の次に「、疾病等」を、「要する児童」の次に「（以下「食物アレルギー児等」という。）」を加える。

別表食物アレルギー等対応特別給食提供事業の項を次のように改める。

食物アレルギー等対応特別給食提供事業	食物アレルギー児等の食物アレルギー等に対応するために要する経費		食物アレルギー児等 1 人当たり 7,000 円× 当該児に対し特別な給食を提供した月数
--------------------	---------------------------------	--	--

別表の備考を次のように改める。

備考 保育士定数は、次に掲げる数（小数点以下第 2 位を切捨て）を合計した数（小数点以下第 1 位を四捨五入）とする。ただし、定員 90 人以下の私立保育所等については、更に 1 人を加算し、野田市子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する規則（平成 26 年野田市規則第 32 号）第 6 条第 1 号に定める保育標準時間の区分として、保育必要量の認定を受けた児童を受け入れる私立保育所等については、更に 1 人を加算し、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。）については、更に 2 人を加算する。

- (1) 乳児数を 3 で除して得た数
- (2) 1 歳以上 3 歳未満児数を 6 で除して得た数

- (3) 3歳児数を1.5で除して得た数
- (4) 4歳以上児数を2.5で除して得た数

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。